

22建企第710号
平成23年 3月31日

(社)長崎県建設業協会
(社)長崎県中小建設業協会
(社)長崎県造園建設業協会
(社)長崎県ほ装協会
(社)長崎県工務店連合会
(社)長崎県下水道建設業協会
(社)長崎県管工事協会
(社)長崎県港湾漁港建設業協会
(社)長崎県建造物解体工業会

会長様

長崎県土木部



長崎県建設工事標準請負契約書及び土木設計（測量、調査）
業務等委託契約書の作成方法の改正について（通知）

標記の件について、下記のとおり契約書の作成方法を改正しましたので通知します。

平成23年1月4日より契約書を改正した事に伴い、契約書の改正内容に変更するとともに、前回通知した作成方法（平成21年6月24日付け21建企第198号）の後に、個別の運用通知を发出した内容を今回の作成方法に反映させました。

つきましては、契約書の作成方法を定めましたので、貴下会員へご周知願います。

記

1. 長崎県建設工事標準請負契約書の作成方法の改正事項

- ① 「甲・乙」の表現を「発注者・受注者」へ改める。
- ② 長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成6年8月29日付け6監第171号）の一部改正に伴い、共同企業体における契約書の作成方法が変更になったため追記する。
- ③ 契約書の各条の説明の根拠となる、根拠規定を追記した。
- ④ 総合評価落札方式において「労務賃金の支払い」を誓約した場合の、約定事項を追記した。

2. 土木設計（測量、調査）業務等委託契約書の作成方法の改正事項

- ① 「甲・乙」の表現を「発注者・受注者」へ改める。
- ② 長崎県建設関連業務委託共同企業体取扱要領（平成22年3月25日付け21建企第735号）の施行に伴い、共同企業体における契約書の作成方法を追記する。
- ③ 契約書の各条の説明の根拠となる、根拠規定を追記した。

長崎県建設工事標準請負契約書の作成方法

平成23年4月1日現在

【契約書の作成が必要な場合】

- ① 請負代金額が250万円以上の場合
- ② 請負代金額が100万円以上～250万円未満で『前金払』を請求する場合

【請書による事が出来る場合】

- ① 請負代金額が100万円以上～250万円未満で『前金払』を請求しない場合

【契約書作成の際に確認する条項】

- ・ 第 3 条（工程表及び請負代金内訳書）
- ・ 第 4 条（契約の保証）
- ・ 第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）
- ・ 第 34 条（前金払）
- ・ 第 35 条（保証契約の変更）
- ・ 第 36 条（前払金の使用等）
- ・ 第 37 条（中間前金払）
- ・ 第 38 条（部分払）
- ・ 第 41 条（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）
- ・ 第 42 条（債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則）
- ・ 第 43 条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）
- ・ 第 46 条（瑕疵担保）

※ 当該工事に全く関係ない条項（例えば、第8条又は第25条第1項から第4項まで）がある場合においても必ずしもこれを削除する必要はないこと。

【契約書に添付する書類】

1. 建設リサイクル（解体工事に要する費用）

長崎県建設工事標準請負契約書の「6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり」の「別紙」については、費用の有無にかかわらず、全てを添付すること。

2. 共同企業体

共同企業体と契約を締結する場合においては、共同企業体協定書の写しを添付すること。

【以下具体的作成方法について】

【共同企業体の場合】

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者

印

受 注 者

〇〇・△△特定建設工事共同企業体

代表構成員 〇〇県〇〇市〇〇

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 印

構成員 △△県△△市△△

△△建設株式会社 代表取締役 △△ 印

【長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成6年8月29日付け6監第171号）の一部改正より】

① 受注者欄には、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員が記名及び押印をしてください。

※ 条文を削除する場合は、「第〇〇条削除」と記載のうえ全ての構成員が押印して下さい。

② 契約書は、当該共同企業体を構成する構成員の数+1の数だけ作成することとなります。

※ 変更契約書（変更請書）の場合も、契約行為ですので代表構成員及び構成員が押印することとなります。

ただし、以下の条文に基づき提出書類等は代表構成員のみの押印でも可能です。

【契約書第1条 12 より】

『受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。』

【共通的事項】

（工程表及び請負代金内訳書）

第3条 受注者は、工期の開始の日から30日以内に、設計図書に定める計画工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

第3条関係の説明【契約書及び同約款の改正 第3条関係】

- ① 請負代金額500万円以上については、長崎県建設工事共通仕様書に基づく施工計画書の一部として計画工程表の提出が義務づけられているため別途計画工程表のみの提出は不要。
- ② 請負代金額250万円以上500万円未満については、施工計画書の提出は不要であるが契約書の記載に基づき計画工程表の提出が必要。
- ③ 請負代金額250万円未満については、契約書を省略し請書によることができる。ただし、契約書を作成する場合は、長崎県建設工事執行規則第51条に基づき工程表の省略が可能のため『第3条削除』とすること。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

第4条関係の説明【契約書及び同約款の改正 第4条関係】

- ・ 300万円未満で契約保証金を求めない場合は『第4条削除』とする。
- ・ 低入札調査後に契約を締結した場合は『100分の30』とする。

(下請負人の通知)

第7条 受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において、下請負人を決定したときは、直ちに、発注者に対して、当該下請負人の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

第7条関係の説明【建設工事執行規則第12条の2】

- ・ 500万円未満は『下請負人報告書(建設工事執行規則；様式第5号の2)』若しくは『施工体系図[提出用](共通仕様書様式集)』(共通仕様書[1]1-1-13-2)(建設業法第24条の7第4項)にて発注者へ通知する。
- ・ 500万円以上は『施工体系図』にて発注者へ通知する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、現場代理人、主任技術者及び専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

第10条関係の説明【建設工事執行規則第20条・第51条】

- ・ 250万円以上については、現場代理人等決定通知書『(建設工事執行規則；様式第12号)』にて発注者へ通知する。
 - ・ 250万円未満で契約書を作成する場合は『第10条削除』とし、現場代理人等決定通知書の提出は不要とする。
- 現場代理人の配置条件等の具体的な運用については、「現場代理人の取り扱いについて（平成22年12月28日付け22建企第528号）」を参照して下さい。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合は10分の2）以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

第34条関係の説明【財務規則第62条第1項】

- ・前払金を請求する場合、建設業保証株式会社の保証証書を添えて請求する。
- ・請負代金額100万円未満で契約書を作成する場合『第34条削除』とする。

前金払を追加請求する場合【契約書及び同約款の改正 第34条関係】

- ・契約変更により、変更後の請負代金額が当初請負額の50%以上、かつ、増額した額が100万円以上の場合

第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

第35条関係の説明

- ・請負代金額100万円未満で契約書を作成する場合『第35条削除』とする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

第36条関係の説明

- ・請負代金額100万円未満で契約書を作成する場合『第36条削除』とする。

(中間前金払)

第37条 受注者は、次に掲げる要件（以下この項において「要件」という。）をすべて満たす場合においては、第34条の規定により既に支払われた前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

第37条関係の説明【財務規則第62条第2項】

- ・中間前払金を請求する場合、建設業保証株式会社の保証証書を添えて請求する。
- ・1000万円未満は『第37条削除』とする。
- ・1000万円を越える場合に『中間前金払（第37条）』か『部分払（38条）』かの選択
- ・『部分払（第38条）』を選択した場合は『第37条削除』とする。

中間前金払を追加請求する場合【契約書及び同約款の改正 第37条関係】

- ・契約変更により、変更後の請負代金額が当初請負額の50%以上、かつ、増額した額が300万円以上の場合

(部分払)

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。

第38条関係の説明【長崎県財務規則の一部を改正する規則の施行について】

- ・ 1000万円を越える場合に『中間前金払（第37条）』か『部分払（38条）』かの選択
- ・ 『中間前金払（第37条）』を選択した場合は『工期中0回』と記載する。
- ・ 請負代金額 1000万円未満は 『工期中0回』
1000万円～3000万円未満は 『工期中1回』
3000万円～1億円未満は 『工期中2回』
1億円以上は 『工期中3回』

※ 部分払いの選択後に中間前金払に変更する場合

中間前金払制度の活用促進について（20 建企第 586 号平成 20 年 12 月 10 日）の『6の2. 契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更する場合』により契約変更を行うこと。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び第43条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

第41条関係の説明

請負代金額 100万円未満で契約書を作成する場合は、『第41条削除』とする。

(債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則)

第42条 債務負担行為に係る契約の中間前金払については、第37条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第37条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第37条第1項中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と読み替えて、同条の規定を準用する。

第42条関係の説明【財務規則第62条第2項】

- ・ 中間前払金を請求する場合、各建設業保証株式会社の保証証書を添えて請求する。
- ・ 1000万円未満は『第42条削除』とする。
- ・ 1000万円を越える場合に『中間前金払（第37条）』か『部分払（38条）』かの選択
- ・ 『部分払（第38条）』を選択した場合は『第42条削除』とする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(A)

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$

- －（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）
- － {請負代金相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額）}
- $\times$ 当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

(B)

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$

- －前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前年度までの出来高予定額） $\times$ （当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）
- ／当該会計年度の出来高予定額

第43条関係の説明

- ・ 1000万円未満は『第43条削除』
- ・ 1000万円を越える場合に『中間前金払（第37条）』か『部分払（38条）』かの選択
- ・ 『中間前金払（第37条）』を選択した場合は『第43条第2項（A）削除』とする。
- ・ 『部分払（第38条）』を選択した場合は『第43条第2項（B）削除』とする。

(瑕疵担保)

第46条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

第46条関係の説明【建設工事執行規則第48条】

- ・ 土木工事 「2年以内」
- ・ 木造の建物及び設備工事等 「1年以内」
- ・ 解体工事 「1年以内」

【総合評価に関する件】

1. 標準型 『施行計画、技術提案』

① 根拠要綱

長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（平成 22 年 8 月 11 日 22 建企第 271 号）の 18 及び契約書約定事項を参照

② 記載方法

（受注者の提案した施工計画、技術提案）

第〇条 受注者が提案した技術提案、施工計画の内容及びその担保についての措置等は、別紙のとおりとする。

2. 簡易型 『施行計画』

① 根拠要綱

長崎県建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（平成 21 年 3 月 27 日 20 建企第 872 号）の 15 及び契約書約定事項を参照

② 契約書記載方法

（受注者の提案した施工計画）

第〇条 受注者が提案した施工計画の内容及びその担保についての措置等は、別紙のとおりとする。

3. 簡易型・特別簡易型 共通 『基幹技能者の配置』

① 根拠要綱

簡易型試行要領の 14(3)、15(2) 及び契約書約定事項を参照

特別簡易型試行要領の 17(1) 及び契約書約定事項を参照

② 条件

評価項目に「基幹技能者の配置」があり、落札者が技術資料において「配置する」を誓約した場合においては、上記の条項に加え、次の条項を約定しておくこと。

③ 契約書記載方法

（基幹技能者）

第〇条 受注者は、工事の施工に当たり、基幹技能者を使用しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から 10 点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

4. 簡易型・特別簡易型 共通 『労務賃金の支払い』

① 根拠要綱

簡易型試行要領の契約書約定事項を参照

特別簡易型試行要領の契約書約定事項を参照

② 条件

評価項目に「労務賃金の支払い」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を誓約した場合、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。

③ 契約書記載方法

(労務賃金の支払い)

第〇条 受注者は、工事の施工にあたり、「特殊作業員」、「普通作業員」、「運転手（特殊）」及び「運転手（一般）」（注：入札公告において、労務賃金の支払いの対象となった職種を記載）の労務賃金を設計労務単価以上支払わなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

【契約締結時に提出する主な書類】

提出日	書類名	根拠条文	提出先		備考(金額区分)
			監督員	契約担任者	
契約保証を確認後に契約を締結	「契約保証金」若しくは「契約保証金に代えることができる担保」として①から⑥のいずれか ① 国債 ② 地方債 ③ 損害金の支払保証を証する書面(銀行保証・損保会社の保証・保証会社の保証等) ④ 手形 ⑤ 定期預金債権 ⑥ 政府の保証がある債権等(額面金額等の8割相当額)	契約書第4条		●	請負金額300万円以上 ※300万円未満は実績に応じて免除
当初契約時	法定外労災	国土交通省の加入の勤奨より(S52.10.18)		●	
	工事カルテ受領書(CORINS)	共通[1]1-1-7	▲提示		
契約後7日以内	現場代理人等決定通知書(様式第12号)	契約書第10条第1項		●	請負金額250万円以上
工事着手前	火災保険等	契約書第53条(特記仕様書に記載の場合)		▲提示	
工期始期日から30日以内	計画工程表	契約書第3条	●		請負金額250万円以上
	建退共掛金収納書(発注者用)	共通[1]1-1-46-6	●		
工事着手前随時(下請決定後)	施工体系図(共通仕様書様式集)	共通[1]1-1-13-2	●		請負金額500万円以上
	下請負人報告書(様式第5号の2)	契約書第7条	●		請負金額500万円未満 ※施工体系図を提出した場合は提出不要

※ 『共通』は共通仕様書を示す

提出書類の詳細については、長崎県土木部HP

「<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/>」

●建設工事に関する提出様式

『工事提出書類の簡素化実施方針について』

(平成21年3月17日付、20建企第823号)を参照して下さい。

【印紙に関する件】

請負に関する契約書

(例) 工事請負契約書、請負金額変更契約書など

記載された契約金額が	
1万円以上 100万円以下のもの	200円
100万円を超え 200万円以下 "	400円
200万円を超え 300万円以下 "	1千円
300万円を超え 500万円以下 "	2千円
500万円を超え 1千万円以下 "	1万円
1千万円を超え 5千万円以下 "	2万円
5千万円を超え 1億円以下 "	6万円
1億円を超え 5億円以下 "	10万円
5億円を超え 10億円以下 "	20万円
10億円を超え 50億円以下 "	40万円
50億円を超えるもの	60万円
左記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、記載された契約金額が1千万円を超え、かつ、平成9年4月1日から平成23年6月30日までの間に作成されるものは、印紙税額が軽減されています。 記載された契約金額が	
1千万円を超え 5千万円以下のもの	1万5千円
5千万円を超え 1億円以下 "	4万5千円
1億円を超え 5億円以下 "	8万円
5億円を超え 10億円以下 "	18万円
10億円を超え 50億円以下 "	36万円
50億円を超えるもの	54万円
契約金額の記載のないもの 200円	